



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月19日金曜日 第2026号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....1321

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....1321

肥料の登録.....1322

肥料登録有効期間の更新（2件）.....1322

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求の一部改正.....1322

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....1324

公共測量の実施の通知.....1325

過疎地域自立促進特別措置法による工事の完了.....1325

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正（2件）.....1326

建設業者の許可の取消し.....1326

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1327

道路の供用開始（県道三島川之江港線）.....1327

道路の供用開始（県道伊予川内線）.....1327

開発行為に関する工事の完了（2件）.....1327

建設業者の許可の取消し.....1328

道路の区域変更（県道肱川公園線）.....1328

道路の区域変更（県道肱川公園線）.....1328

道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....1328

道路の区域変更（県道坊屋敷小田線）.....1328

道路の区域変更（県道大洲野村線）.....1329

道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....1329

道路の供用開始（ " " ）.....1329

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....1329

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程.....1330

政治資金規正法に基づく収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程.....1333

告 示

○愛媛県告示第1772号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ダイキ宇和島店	宇和島市保田字宮ノ段甲67番 外	交通安全の確保及び渋滞緩和へ向けた十分な対策を講じること。	生活環境保持の見地からの意見はなし。

○愛媛県告示第1773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市上浦町及び伯方町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・しまなみ地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年12月22日から平成21年1月27日まで
- 縦覧場所
今治市役所上浦支所及び伯方支所

○愛媛県告示第1774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市宮窪町及び上浦町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・しまなみ地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年12月22日から平成21年1月27日まで
- 縦覧場所
今治市役所宮窪支所及び上浦支所

○愛媛県告示第1775号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年12月9日	愛媛県第1276号	魚廃物加工肥料	漁協の肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	宇和島漁業協同組合 宇和島市榊形町二丁目6番11号

○愛媛県告示第1776号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年12月9日	愛媛県第1177号	米ぬか油かす及びその粉末	米ぬか油かす粉末	窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	該当無し	カネミ倉庫株式会社 福岡県北九州市小倉北区東港一丁目6番1号

○愛媛県告示第1777号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年1月29日	愛媛県第1261号	魚かす粉末	6.0魚荒かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当無し	えひめ南農業協同組合 宇和島市栄町港三丁目303番地

○愛媛県告示第1778号

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求について（平成17年11月愛媛県告示第2073号）の一部を次のように改正し、平成20年12月20日から施行する。ただし、改正後の告示は、同日以降の期間に係る家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条に基づく報告の徴求について適用し、同日までの期間に係る報告については、なお従前の例による。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2を次のように改める。

2 報告すべき者の範囲

飼養羽数が100羽以上の鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥及び七面鳥の農場の所有者

6を次のように改める。

6 報告書の提出先

別表の左欄に掲げる農場の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる提出先別表を次のように改める。

別表（6関係）

農場の所在地	提 出 先
新居浜市、西条市及び四国中央市	愛媛県東予家畜保健衛生所 〒793 0072 西条市氷見乙2025番地 電話番号 0897 - 57 - 9122 ファクシミリ番号 0897 - 57 - 9155 電子メール tou - kachiku@pref.ehime.jp
今治市及び越智郡	愛媛県東予家畜保健衛生所今治支所 〒794 0026 今治市別宮町九丁目1番50号 電話番号 0898 - 22 - 0430 ファクシミリ番号 0898 - 22 - 0438 電子メール tou-kachiku-ima@pref.ehime.jp
松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡	愛媛県中予家畜保健衛生所 〒791 3133 伊予郡松前町昌農内641番地 電話番号 089 - 984 - 1440 ファクシミリ番号 089 - 984 - 9795 電子メール chu-kachiku@pref.ehime.jp
八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡	愛媛県南予家畜保健衛生所 〒796 8010 八幡浜市五反田1番耕地18番地3 電話番号 0894 - 22 - 0328 ファクシミリ番号 0894 - 22 - 0343 電子メール nan-kachiku@pref.ehime.jp
宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡	愛媛県南予家畜保健衛生所宇和島支所 〒798 0020 宇和島市高串字丁田1番耕地 電話番号 0895 - 22 - 1294 ファクシミリ番号 0895 - 22 - 9316 電子メール nan-kachiku-uwj@pref.ehime.jp

○愛媛県告示第1779号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年11月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率					
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第3号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)		法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年6厘	年6厘
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年6厘	年6厘
8 省略					

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年5厘	年5厘
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5厘	年5厘
8 省略					

○愛媛県告示第1780号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、内子町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（1/10,000撮影、1/2,500地形図作成、1/10,000地形図作成、デジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 平成20年12月19日から平成21年3月19日まで
- 3 作業地域 内子町一部地域

○愛媛県告示第1781号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
西予市	市道	阿下釜川線	西予市野村町阿下2号738番2から 同町阿下2号381番3まで	改築	平成20年12月19日

○愛媛県告示第1782号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
次のものを除く使用料及び手数料 1 省略 2 手数料 (1)～(13) 省略 <u>(14) 准看護師再教育研修受講手数料</u>	次のものを除く使用料及び手数料 1 省略 2 手数料 (1)～(13) 省略

○愛媛県告示第1783号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
次のものを除く使用料及び手数料 1 省略 2 手数料 (1)～(14) 省略 <u>(15) 少額領収書等の写しの交付手数料</u> <u>(16) 収支報告書等の写しの交付手数料</u>	次のものを除く使用料及び手数料 1 省略 2 手数料 (1)～(14) 省略

○愛媛県告示第1784号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-17)第3481号	平成17年9月18日	三神土建工業(株)	三谷徹次郎	四国中央市三島宮川3-2-30	平成20年11月4日	土木事業 建築工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特-18)第412号	平成18年9月18日	不動建設(株)	山岡誠二郎	今治市徳重30	平成20年11月7日	土木事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第1128号	平成19年6月29日	工藤建設(株)	工藤 利和	西条市小松町新屋敷甲503-1	平成20年11月27日	土木事業 建設工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1785号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・家ノ下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・家ノ下地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年12月22日から平成21年1月27日まで

3 縦覧場所

今治市役所本庁

○愛媛県告示第1786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字亀屋敷98番7から同町字穴後110番9まで	平成20年12月19日

○愛媛県告示第1787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予川内線	松山市中野町甲887番3から同町甲888番9まで	平成20年12月19日

○愛媛県告示第1788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年12月19日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第48号 平成20年12月10日	伊予郡松前町大字西高柳字法道寺288番1	伊予郡松前町大字西高柳255番地1 ライフタウン南海502 山崎みどり

○愛媛県告示第1789号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年12月19日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第49号 平成20年12月10日	東温市牛淵字井口57番1	松山市道後樋又5番11号 松本 猛

○愛媛県告示第1790号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 18) 第 357 号	平成18年 9月24日	(有)大杉建設	浅本 義明	宇和島市坂下津甲407 - 62	平成20年 11月10日	土木工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 13627 号	平成19年 1月16日	(有)谷本石材工業所	谷本浩三郎	大洲市柚木358	平成20年 11月13日	石工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 595 号	平成17年 11月15日	明和建设(有)	兵頭 修	八幡浜市保内町宮内 1 - 111 - 1	平成20年 11月14日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第 6073 号	平成18年 4月21日	森田工作所	森田 利元	宇和島市川内鳥帽子岩甲 2564 - 7	平成20年 11月17日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (事業継承)

○愛媛県告示第1791号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町予子林667番 2 から 同市肱川町予子林1058番 2 まで	旧	メートル 4.5 ~ 6.5 11.5 ~ 20.8	キロメートル 0.051 0.046	
			新	11.5 ~ 20.8	0.046	

○愛媛県告示第1792号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町予子林999番 1 地先から 同市肱川町予子林836番 2 まで	旧	メートル 5.0 ~ 16.0 17.5 ~ 51.7	キロメートル 0.201 0.058	
			新	17.5 ~ 51.7	0.058	

○愛媛県告示第1793号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	大洲市肱川町中津1116番 1 地先から 同市肱川町中津 7 番地先まで	旧	メートル 5.7 ~ 13.5 25.3 ~ 40.4	キロメートル 0.123 0.040	
			新	25.3 ~ 40.4	0.040	

○愛媛県告示第1794号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海甲188番2から 同町只海甲186番1まで	旧	メートル 3 8 ~ 22 5 10 4 ~ 16 4	キロメートル 0.077 0.070	
			新	10 4 ~ 16 4	0.070	

○愛媛県告示第1795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬98番2から 同町高瀬98番5まで	旧	メートル 5 5 ~ 23 5	キロメートル 0.044	
			新	16 9 ~ 31 3	0.044	

○愛媛県告示第1796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町久良631番2から 同町久良671番2まで	旧	メートル 4 9 ~ 41 9	キロメートル 0.229	
			新	9 8 ~ 50 0	0.196	

○愛媛県告示第1797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町久良631番2から 同町久良671番2まで	平成20年12月19日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成20年12月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1,205,843
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,117
 - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,641

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,211	14,737
南宇和郡	22,165	7,389
松山市・上浮穴郡	426,938	137,823
今治市・越智郡	150,855	50,285
宇和島市・北宇和郡	87,887	29,296

八幡浜市・西宇和郡	44,105	14,702
新居浜市	103,183	34,395
西条市	93,966	31,322
大洲市・喜多郡	57,059	19,020
伊予市	32,844	10,948
四国中央市	76,725	25,575
西予市	37,545	12,515
東温市	28,360	9,454

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、ピラ作成証明書又はポスター作成証明書を、使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ピラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうち4けた以下のアラビア数字（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字その他これに代わるアラビア数字をいう。）、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものの写しを添付しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、ピラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ別記第4号様式から第6号様式までに準じて作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第5条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ピラ作成証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者にあっては当該証明書のほかに第2条第2項の確</p>	<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、ピラ作成証明書又はポスター作成証明書を _____、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ピラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、ピラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ別記第4号様式から第6号様式までに準じて作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第5条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ピラ作成証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者にあっては当該証明書のほかに第2条第2項の確</p>

認書及び前条第2項に規定する書面の写し、
 ピラ作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書及び作成したピラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)、ポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 省略

認書及び選挙運動用自動車に燃料を供給した事実を証する書類、
 ピラ作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書及び作成したピラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)、ポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 省略

第1号様式その1備考2中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法(昭和25年法律第226号)第446条第3項(同法第1条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識の番号をいう。)」に改め、同様式その1備考に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

第2号様式その1中「3 確認申請金額 円」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 円」に改め、同

様式その1備考3を同様式その1備考4とし、同様式その1備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号を記載してください。

第3号様式その1中「3 確認金額 円」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 円」に改め、同様

式その1備考2に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求をすることができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

第4号様式その1中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その1備考1中「証明書は」の下に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その2を次のように改める。

第4号様式

その2

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
候補者 印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうち4けた以下のアラビア数字（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字その他これに代わるアラビア数字をいう。）、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が愛媛県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、愛媛県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

第4号様式その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その3備考1中「証明書は」の下に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その3備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

第5号様式中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の下に「、作成の実績に基づいて」を加える。

第6号様式中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の下に「、作成の実績に基づいて」を加える。

第7号様式その1備考1中「選挙運動用自動車に燃料を供給した事実を証する書類」を「給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。））に規定する標識の番号をいう。）のうち4けた以下のアラビア数字（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字その他これに代わるアラビア数字をいう。））、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものをいう。）の写し」に改め、同様式その1備考に次のように加える。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

第7号様式その1（別紙）その2(2)を次のように改める。

(2) 燃料代

Table with 6 columns: 販売年月日, 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号, 販売金額(ア), 基準限度額(イ), 請求金額, 備考. Includes rows for monthly entries and a total row.

備考

- 1 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号、車両番号又は標識の番号を記載してください。
2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに実績を記載してください。
3 「基準限度額」(計)欄には、自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
4 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法に基づく収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治資金規正法に基づく収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法に基づく収支報告書の閲覧に関する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table comparing '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment) provisions regarding the public disclosure of documents for political campaign finance reporting.

第2条 収支報告閲覧対象文書を閲覧しようとする者は、収支報告閲覧対象文書閲覧請求書（様式第1号）を愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（閲覧）

第3条 収支報告閲覧対象文書の閲覧は、委員会が指定する場所において、執務時間中になければならない。

2 収支報告閲覧対象文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

3 収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 省略

（写しの交付請求等）

第4条 収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書（様式第2号。以下「交付請求書」という。）を委員会に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年

(3) 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）

(4) 写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあっては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（写しの交付）

第5条 委員会は、収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間延長通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

3 写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて第1項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書（様式第4号）

第2条 収支報告書 _____ を閲覧しようとする者は、別記様式による閲覧請求書 _____ を愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（閲覧）

第3条 収支報告書 _____ の閲覧は、委員会が指定する場所において、執務時間中になければならない。

2 収支報告書 _____ は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

3 収支報告書 _____ は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 省略

により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの収支報告閲覧対象文書について第1項の規定による交付をする期限

別記様式を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

様式第1号(第2条関係) 収支報告閲覧対象文書閲覧請求書

収支報告閲覧対象文書閲覧請求書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

住所

閲覧請求者

氏名

閲覧を請求する 収支報告閲覧 対象文書	年	政治団体の名称	収支報告閲覧対象文書の種類
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
閲覧の日時	時 分から 年 月 日 時 分まで		

記入上の注意

- 1 「政治団体の名称」欄は、政治団体の名称が分からない場合は、公職の候補者等の氏名その他参考となる事項を記入してください。
- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 3 印の欄は、記入しないでください。

様式第1号の次に次の3様式を加える。

様式第2号(第4条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書
(表)

収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
請求者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地)

郵便番号

電話番号

写しの交付 を請求する 収支報告 閲覧対象文書	年	政治団体の名称	収支報告閲覧対象文書の種類	枚数	実施方法
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
計					

(裏)

求める写しの 交付の方法	(1) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 [ア窓口での交付 イ郵送による交付] (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をF Dに複写したものの交付 [ア窓口での交付 イ郵送による交付] (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をC D - Rに複写したものの交付 [ア窓口での交付 イ郵送による交付] (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をD V D - Rに複写したものの交付 [ア窓口での交付 イ郵送による交付] (5) 政治団体ごとに異なる写しの交付の方法を希望 [「実施方法」欄に希望する写しの交付の方法((1)~(4)及びア又はイ)を記入してください。]
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

交付手数料等	1 交付手数料		
	交付の方法	計 算 方 法 等	金 額(円)
	(1) 紙	10円 × 枚	
	(2) F D	30円 + 10円 × 枚	
	(3) C D - R	60円 + 10円 × 枚	
	(4) D V D - R	70円 + 10円 × 枚	
	計(①)		
	2 送付に要する費用(②)	郵便切手 現金	
3 合計(①+②)			

受付年月日	年 月 日
-------	-----------------

備 考	(Blank space for notes)
-----	-------------------------

記入上の注意

- 1 「政治団体の名称」欄は、政治団体の名称が分からない場合は、公職の候補者等の氏名その他参考となる事項を記入してください。
- 2 「枚数」欄及び「交付手数料等」欄は、枚数が分からない場合は、記入しなくても構いません。
- 3 「送付に要する費用」欄は、郵送による交付を希望する場合に限り記入してください。
- 4 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 5 印の欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係） 収支報告閲覧対象文書写しの交付期間延長通知書

収支報告閲覧対象文書写しの交付期間延長通知書

第 年 月 日
 号

様

愛媛県選挙管理委員会 印

交 付 請 求 年 月 日	年 月 日
写しの交付請求のあった 収支報告閲覧対象文書	
延 長 前 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
連 絡 先	電話番号 内線

様式第4号(第5条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書

収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県選挙管理委員会 印

交付請求年月日	年 月 日
写しの交付請求のあった 収支報告閲覧対象文書	
規程第5条第1項の 延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
規程第5条第2項の 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
規程第5条第3項を 適用する理由	
交付請求に係る収支報告 閲覧対象文書のうち規程 第5条第2項の延長後の 期間内に交付をする部分	
残りの収支報告閲覧 対象文書について 交付をする期限	年 月 日
連 絡 先	電話番号 内線

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。